様式第七号　（平25内府令52・全改、平26内府令22・令元内府令２・令３内府令５・一部改正）

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日）

（単位：　　円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
・・・・・・・																	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当事業年度（自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日）

（単位：　　円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
・・・・・・・																	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

1．変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

2．株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

3．その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4．評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5．資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

6．遡及適用及び修正再表示（以下「遡及適用等」という。）を行つた場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

7．会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

8．別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。